

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)



年 月 日

菰野町長

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由	種別	標識番号	菰野町
変更	原動機付自転車	旧標識番号	
<input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(50cc又は0.6kW以下)	納税義務発生日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 標識変更	<input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(0.6kW以下)		
<input type="checkbox"/> 車体変更	<input type="checkbox"/> 第二種 乙(90cc又は0.8kW以下)		
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 第二種 甲(125cc又は1.0kW以下)		
〔 〕	<input type="checkbox"/> ミニカー		
	小型特殊自動車		
	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

納税義務者 (旧所有者)	住所	〒 ※マンション・アパート名 部屋番号まで書いてください。	主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ		
	又は所在地			2. その他( )		
	フリガナ		車台番号	車名	型式及び年式	
	氏名		原動機の型式番号	総排気量又は定格出力	型式認定番号	
	又は名称			CC		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日		W		
	電話番号					
新所有者	住所	〒 ※マンション・アパート名 部屋番号まで書いてください。	最高速度	幅	長さ	
	又は所在地	<input type="checkbox"/> 同上	km/h	cm	cm	
	フリガナ		所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車		
	氏名	<input type="checkbox"/> 同上		5. その他( )		
	又は名称					
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	上記 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車(特定原付を除く。)・ <input type="checkbox"/> 特定原付・ <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車を		
届出者	住所	〒	販売 譲渡  証明書	販売又は譲渡したことを証明します。 年 月 日		
	又は所在地	<input type="checkbox"/> 同上		住所又は所在地		
	フリガナ			氏名又は名称		
	氏名	<input type="checkbox"/> 同上		電話番号		
	又は名称			㊟		
	電話番号					

## 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書の記載要領

1. この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成してください。
2. 他市町村から転入された場合は、前標識、または前市町村の廃車証明が必要となります。
3. 購入、譲受け、車両入替の場合には、必ず販売者、又は譲渡者の証明、印が必要となります。
4. 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入してください。
5. 「届出者」は、本人確認のための運転免許証等が必要です。
6. 町内に住民登録が無い方の登録は、運転免許証等住民登録地を確認できるものを提示してください。

### 特定小型原動機付自転車について

1. 原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下の要件全てに該当するものが特定小型原動機付自転車の対象車両となります。
  - ・原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
  - ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
  - ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。
2. 申告時には、要件を満たすことがわかる資料や認定シールの写真等をご持参ください。

### 標識交付証明書と標識(ナンバープレート)の取り扱いについて

1. 標識交付証明書は、自動車賠償責任保険の申請に必要ですので、大切に保管してください。また、廃車、譲受け、車両入替、標識再交付の場合は、この証明書を添えて申請してください。
2. この標識(ナンバープレート)は、廃車したり、他の車両に乗り換える場合には、取り外して、菰野町役場 税務課へお返しください。
3. 盗難にあった場合は警察に届けると共に、必ず菰野町役場 税務課に廃車手続きしてください。

**※車両が無い場合でも、廃車手続きをされないと登録が残り、軽自動車税(種別割)が課税されますので、ご注意ください。**